

○環境省令第二十四号

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第六十号）の施行に伴い、並びに環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第三条の二第一項、第三条の七第一項、第五条第一項、第十一条第一項及び第十四条第一項の規定に基づき、廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月二十九日

環境大臣 望月 義夫

廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令

廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年厚

生省令第六十一号)を次のように改正する。

第二条中「計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針」を「計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針」に改める。

第四条第一項第二号イに次のように加える。

(7) 一般環境中の放射性物質の状況

第五条第三項第一号及び第二号中「第四号」の下に「及び第五号」を加え、同項第三号中「次号」の下に「及び第五号」を加え、同項第四号中「環境要素」の下に「(次号に掲げるものを除く。以下同じ。)」を加える。

第五条第三項に次の一号を加える。

五 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素

放射線の量

第六条に次の一号を加える。

七 前条第三項第五号に掲げる環境要素に係る選定事項については、放射線の量の変化を把握できるこ

と。

第十四条第四項中「記載された意見」の下に「及び第一種最終処分場事業を実施しようとする者の見解」を加える。

第十七条第三項中「第五条第一項第二号」を「第四条第一項第二号」に、同条第五項中「法第五条第一項第四号」を「法第五条第一項第七号」に改める。

第十九条中「法第十一条第三項」を「法第十一条第四項」に改める。

第二十条中「法第十一条第三項」を「法第十一条第一項」に改める。

第二十二条第一項に次の一号を加える。

七 前条第三項において準用する第五条第三項第五号に掲げる環境要素に係る選定項目については、放

射線の量の変化を把握できること。

第三十三条第四項中「法第二十九条第一項第七号ロ」を「法第十四条第一項第七号ロ」に改める。

別表第一を次のように改める。

(別紙参照)

別表第二二酸化炭素の項の次に次のように加える。

放射線の量（粉じん等の発生に伴うもの）	建設機械の稼働（陸上埋立）	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 放射線の量の状況</p> <p>ロ 粉じん等の状況</p> <p>ハ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る</p>
建設機械及び作業船の稼働（水面埋立）	資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行		
埋立・覆土用			

放射線の量（水の濁りの発生に伴う	造成等の施工（陸上埋立） 護岸等の施工（水面埋立）		機械の稼働（陸上埋立） 埋立・覆土用機械の稼働（水面埋立） 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行
一 調査すべき情報 イ 放射線の量の状況 ロ 濁度又は浮遊物質の状況（河川にあつては、その調査時における流量の状況	一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、水	域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 放射線に係る環境影響が最大になる時期

もの)

を含む。)

ハ 流れの状況

ニ 土質の状況

二 調査の基本的な手法

文献その他の資料及び現地調査による情

報（浮遊物質量の状況については、水質汚

濁に係る環境基準に定める浮遊物質量の測

定の方法による情報）の収集並びに当該情

報の整理及び解析

三 調査地域

水域の特性及び水の濁りの変化の特性を

踏まえて放射線に係る環境影響を受けるお

それがある地域

域の特性及び水の濁り

の変化の特性を踏まえ

て放射線に係る環境影

響を受けるおそれがあ

る地域

三 予測地点

水域の特性及び水の

濁りの変化の特性を踏

まえて予測地域におけ

る放射線に係る環境影

響を的確に把握できる

地点

四 予測対象時期等



<p>工事に伴う副産物に係るもの</p>	<p>護岸等の施工 (水面埋立)</p>	<p>ロ 土地利用の状況</p> <p>ハ 廃棄物については、その種類ごとの再資源化施設、中間処理施設及び最終処分場における処分の状況</p> <p>二 切土又は盛土に伴う土砂の保管状況</p> <p>二 調査地域</p> <p>対象最終処分場事業実施区域並びに前号ハ及びニの情報を適切に把握するために必要な地域</p>	<p>性物質を含む副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握</p> <p>二 予測地域</p> <p>対象最終処分場事業実施区域及び前号における把握を適切に行うために必要な地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>工事期間</p>
----------------------	--------------------------	--	--

別表第二の備考に次のように加える。

十 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

附 則

(施行期日)

この省令は、平成二十七年六月一日から施行する。